

序章

景観計画の策定趣旨

- 1 計画の目的と位置付け
- 2 景観計画の体系
- 3 基本理念
- 4 計画の目標



都電荒川線

序章 景観計画の策定趣旨

策定趣旨

〈荒川区の街の姿〉

景観とは、人間をとりまく環境の眺めであり、地域の歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、経済活動などが背景となって作られるものです。そこには、人々の生活があり家並みや街路や並木などのほか、街灯や花壇、更には庭先の植木などの様々な要素の色彩や形状、質感などが影響しあって、それぞれの地域で個性的で特色ある景観を創り上げています。

荒川区は、隅田川と日暮里台地の水と緑に縁取られ、住宅、商店、工場などが共存する街が広がり、街なかには、助け合いや親しみ、人なつこさを感じる人情味があふれ、下町らしい情緒豊かな景観が形成されています。また、区の中央を走る都電荒川線は、広く区民に愛されており、“我がまちあらかわ”の象徴の一つとして定着しています。

〈社会状況の変化〉

近年の街づくりは、鉄道や道路、公共施設、駅前の再開発などの都市基盤の整備を中心に、安全性や防災性、利便性などの向上を目指して進められてきました。また、マンション等の多くの中高層建築物が建設され、街の景観は大きく変貌しました。

都市化が進む中で、人々は都市の街並みや景色に、潤いや安らぎを求め、心の充足を大切にするようになってきました。

〈景観法の制定〉

こうした社会状況の変化の中で、景観の大切さが見直されるとともに、観光立国の推進や美しい国づくりに向け舵を切る国の動向を背景とし、平成16年6月に我が国初の景観についての総合的な法律である景観法が制定されました。

この景観法に基づき、地方公共団体が「景観行政団体」として、景観行政を主体的に推進していくことが可能となりました。

〈荒川区景観計画の策定〉

荒川区では、区の特徴である下町らしい情緒のあるたたずまいと人情味あふれる街の景観や歴史ある風景を守り、区民の郷土愛や誇りを育み、次世代に引き継いでいきたいと考えています。

そこで区は、国の動向を踏まえて、東京都による広域的な視点からの景観施策とともに、より一層きめ細かく地域に即した景観施策を行うため、景観法に基づく景観行政団体として「荒川区景観計画」を策定いたしました。

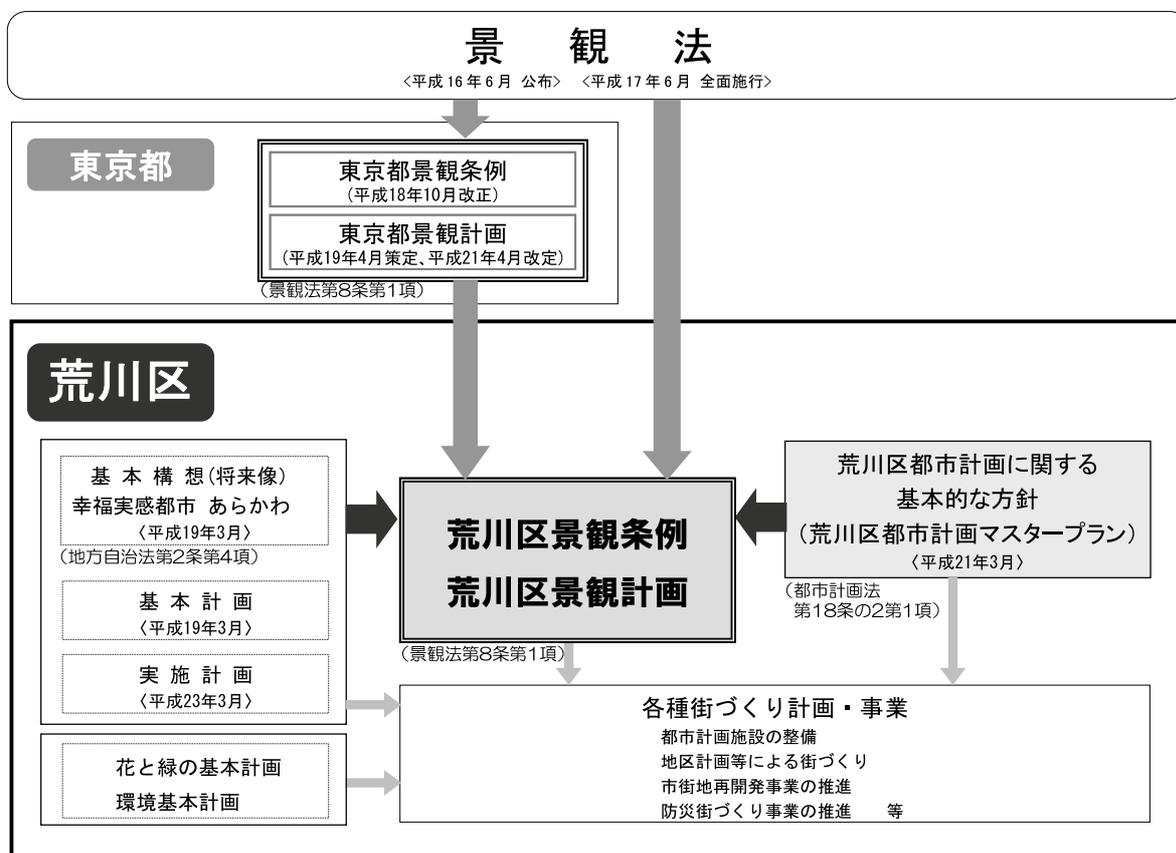
1 計画の目的と位置付け

1.1 目的

本計画は、区の将来像を見据え、区全域の景観形成に関わる目標や方針を明らかにし、区民・事業者・区との協働により、良好で個性あふれる荒川区らしい景観の形成を実現することを目的とするものです。

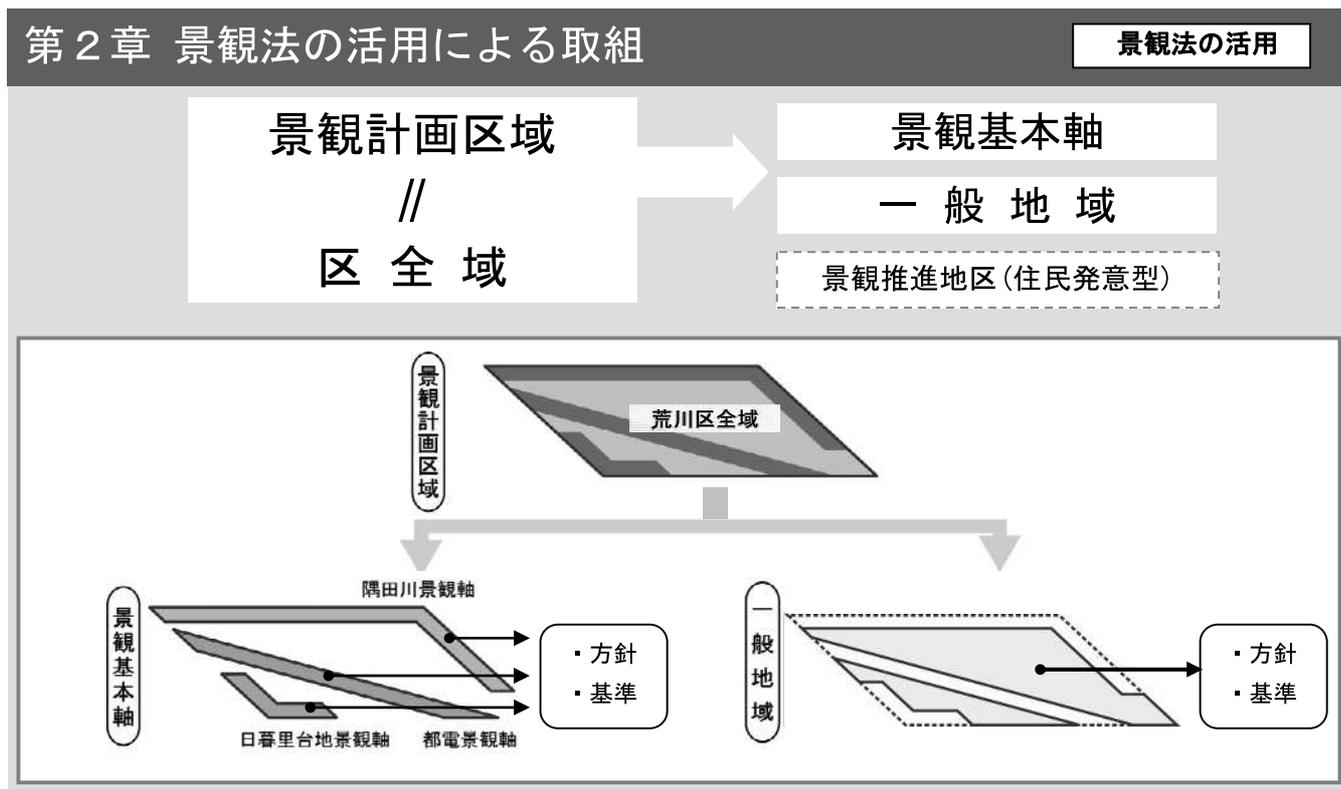
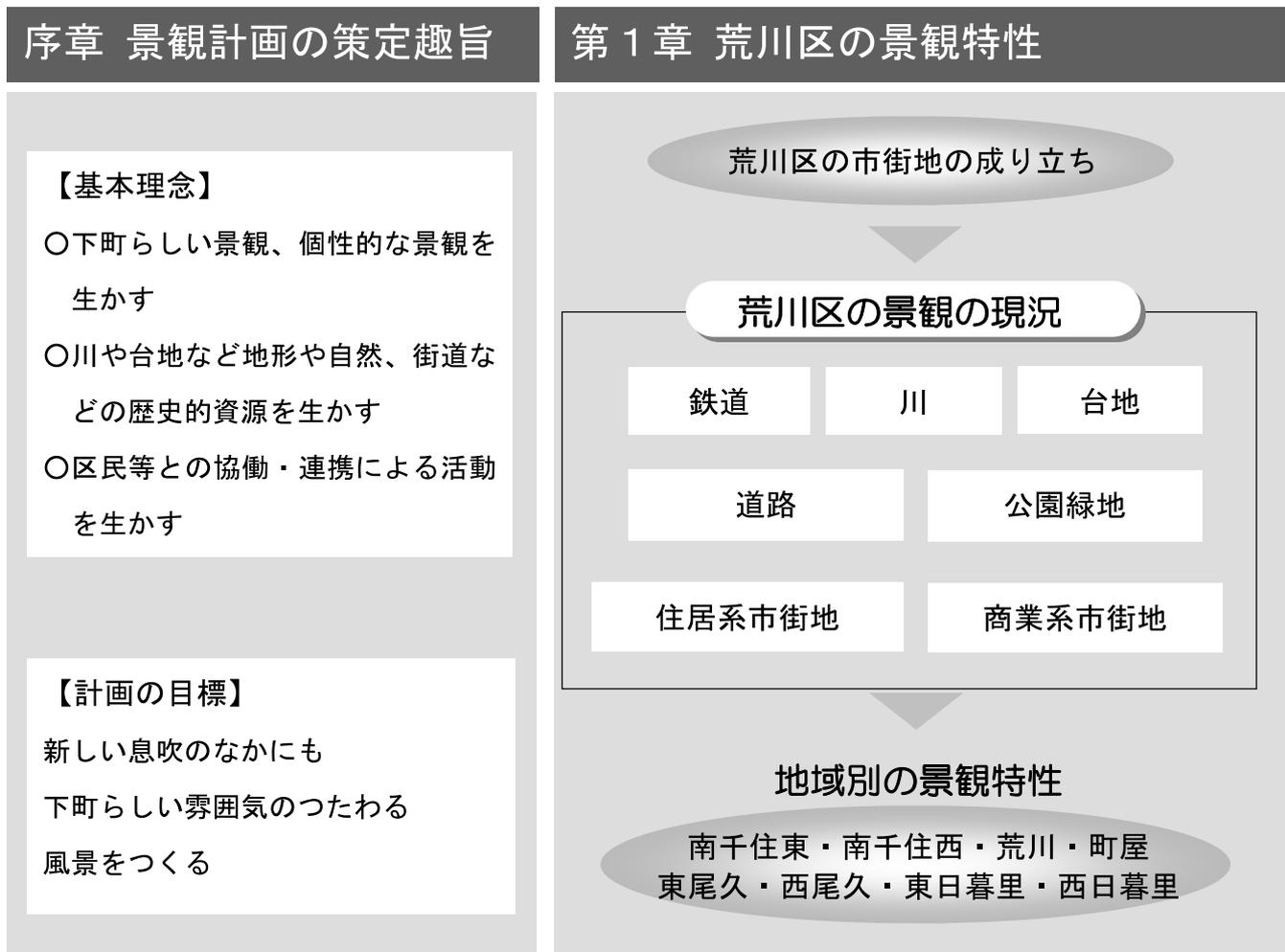
1.2 計画の位置付け

本計画は、景観法第8条第1項の規定による法定計画であり、荒川区都市計画マスタープランとの整合を図るとともに、東京都景観計画を踏まえて、荒川区独自の取組を盛り込んだ景観に関するまちづくり計画として位置付けます。



2 景観計画の体系

景観法の法定事項に区独自の項目を付加した本計画の体系を以下に示します。



■ 景観形成の方針と基準

区全域

景観基本軸の方針と基準

- ① 都電景観軸
- ② 隅田川景観軸
- ③ 日暮里台地景観軸

一般地域の方針と基準

- ① 住居系市街地
- ② 商業系市街地

■ 色彩基準：マンセル表色系を用いた色彩基準を示します。

■ 屋外広告物の景観基準：屋外広告物の景観誘導の考え方や基準を示します。

■ 公共施設の方針

○ 公共施設

区内の道路、公園、鉄道を対象に、景観形成の目標と方針を示します。

○ 景観重要公共施設

区の景観の骨格となり良好な景観形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、施設管理者と協働して景観に配慮した公共施設の整備を推進します。

- ・ 道路
- ・ 河川
- ・ 公園

第3章 景観まちづくりの展開

区独自の施策

■ 建築行為等の事前協議及び届出

- 対象地域
- 行為の種類・規模
- 届出フロー

■ 推進体制

- 荒川区景観審議会の設置
- 景観アドバイザー制度の設置
- 景観担当部門の庁内体制の充実

連携

景観まちづくりの展開

連携

■ 景観資源の保全と活用の方針

- 荒川区風景資産の指定
- 景観重要建造物・樹木の指定方針
- 地域固有の景観資源の周辺における景観形成

■ 区民・事業者との連携

- 区民・事業者及び区の役割
- 区民と進める景観形成
- ★ 景観まちづくり団体、景観まちなみ協定、景観推進地区など

第4章 景観計画の推進に向けて

関連施策・自治体との連携

■ 関連施策・制度との連携

- まちづくり事業との連携
- 都市計画等諸制度との連携
- 電線類の地中化事業との連携
- みどりの施策との連携
- 商業・観光振興との連携

■ 東京都・隣接区との連携

■ 計画の見直し

3 基本理念

景観法第2条では、良好な景観の持つ意義や重要性について、以下の内容を定めています。

【景観法の基本理念】

- ・ 良好な景観は、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるように、その整備及び保全が図られなければなりません。
- ・ 良好な景観は、適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等とが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければなりません。
- ・ 良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な景観形成が図られなければなりません。
- ・ 良好な景観は、観光等の促進に大きな役割を果たすことから、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければなりません。
- ・ 良好な景観の形成は、現にある良好な景観の保全だけでなく、新たな良好な景観の創出を含むものです。

荒川区では、この景観計画を区の特徴を生かした良好な景観まちづくりの礎として捉え、区全体における街並み景観の向上とともに、区民の快適な暮らしに寄与できることが重要と考えます。このため、景観法に定める考え方に以下の事項を加え、今後の景観形成を進めていく上での基本理念とします。

【荒川区の三つの基本理念】

1. 下町らしい景観、個性的な景観を生かす

荒川区は、住宅、商店、工場などが共存する街並みが広く形成され、生活道路や玄関まわりの身近な緑が多く見られます。

また、街なかを走る都電荒川線は、生活に密着した風景として区民に愛されています。生活のにおいが感じられる昔ながらの商店街には、お互いの気配りや心遣いが感じられます。このような下町の雰囲気大切に景観づくりを進めます。

2. 川や台地など地形や自然、街道などの歴史的資源を生かす

隅田川はこれまで荒川区の発展に大きく貢献してきました。近年は隅田川沿川のスーパー堤防化や隣接する大規模公園の整備により区民の憩いの場となっています。

また、区内の台地である日暮里台地の寺町一帯や、五街道の一つである旧日光道中周辺には、歴史を感じる寺社や建築物が残されています。一方、日暮里駅や南千住駅周辺の駅前再開発などにおいては、新しいまちづくりが進められています。このようなまちづくりとあわせて、自然・歴史を生かした景観づくりを進めます。

3. 区民等との協働・連携による活動を生かす

良好な景観形成の実現には区民・事業者の協力が必要であることから、区民誰もが参加できる機会をつくり、区民・事業者・行政が協働・連携した景観づくりに取り組みます。

4 計画の目標

先に掲げた基本理念に基づき、区民一人一人が誇りを感じることでできる「荒川区らしい景観づくり」を進めるため、以下に目標を定めます。

～ 新しい息吹のなかにも
下町らしい雰囲気をつたわる風景をつくる ～



「下町らしい」のイメージ

- 安らぎや懐かしさを感じる
- 情緒豊かな雰囲気を感じる

- 生活のにおいやぬくもりを感じる
- 助け合い、親しみ、人なつこさを感じる

荒川区景観コラム ～ 隅田川と石浜神社 ～



東都名所 真崎暮春之景

天保 2～3 年 (1831～32)
歌川広重画 川口正蔵版

遠景に筑波山が描かれており、画面左が隅田川西岸の真先稻荷社の鳥居になる。鳥居の右にある常夜灯は、現在も石浜神社正面入り口に残されている。その奥の橋場の神明社(現石浜神社)の鳥居は、木製の鳥居として描かれている。川には、帆掛船、筏、渡し船が描かれ、舳先に都鳥らしき鳥が飛んでいる。

